

## 愛知県リサイクル資材評価制度実施要領運用基準

「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領（以下「要領」という。）」の適正な運用を図るため、以下のとおり運用基準を定めるものとする。

### 第4条（認定申請）関係

第1項に定めるあいくる材の認定申請については、次による。

- (1) 「あいくる材認定申請書」（様式第1）のうち、⑤その他2. 添付書類等における「b. 品質・性能の試験結果証明書」及び「c. 環境に対する安全性の試験結果証明書」（以下「証明書」という。）については、原則としてあいくるの指定する試験所等（別表1に掲げるもの。以下「指定試験所」という。）で申請日より前3ヶ月以内に試験を行うこと。  
ただし、指定試験所が該当する試験を行っていない場合は、第三者の試験所で良い。
- (2) 証明書の提出は写しとする。原本については、要領第14条第二号に記す確認試験の結果として申請者にて保存すること。
- (3) 第一号に定める「再生資源納入証明書」（様式第2）については、原則として全ての再生資源の納入者からの証明を必要とするが、別表2に掲げるものにおいては、再生資源の種別毎に代表5社とすることができる。
- (4) 認定申請書は、関係書類を添えて2部提出すること。
- (5) 以上のことは、要領第18条に示す更新申請の場合において準用する。

### 第14条（あいくる材の品質確保）関係

第三号については、次による。

販売、若しくは供給した資材の台帳（販売、若しくは供給者名、資材名、用途、寸法・規格、数量、施工箇所等）を作成し、使用実態把握に努めること。

ただし、認定を受けた者における既成書類で内容を満たしており、これに代わるものがあれば、その書類で良い。

### 第15条（実績報告等）関係

第一号から第三号については、次による。

調書及び報告書は、関係書類を添えて1部提出すること。

第三号については、次による。

- (1) 「あいくる材評価基準適合状況報告書」（様式第8）（以下「適合状況報告書」という。）のうち、品質・性能の試験は、原則として第三者の試験所で行うこと。  
ただし、申請者にて試験機器を所有し、検査体制を確立させている場合については、自社試験で良い。
- (2) 適合状況報告書のうち、環境に対する安全性の試験は、原則として指定試験所で行うこと。
- (3) (1)及び(2)に記す試験結果証明書の試験時期については、提出日より前6ヶ月以内に行うこと。
- (4) 証明書の提出は写しとする。原本については、要領第14条第二号に記す確認試験等の結果として申請者にて保存すること。

### 第15条の2（特管使用あいくる材の実績報告等）関係

第二号については、第15条関係(2)を準用する。

### 第15条の3（特管使用あいくる材を製造する工場の立入調査）関係

原則として年に1回実施する。なお、立入調査時は、認定申請書に記載する品質管理責任者が立会すること。

調査内容は販売説明書（様式第13）、環境に対する安全性適合状況報告書（様式第15）及びその他品質管理にかかる書類の保管状況に関すること。

### 第16条（変更届）関係

第1項に定める「認定申請書に記載した申請者の氏名等、申請内容に変更があったとき」については、次による。

- (1) 申請者の会社の名称（個人から法人への変更は除く。）、住所（製造工場の変更は除く。）または代表者の変更があったとき。
- (2) あいくる材の販売者を追加したとき。
- (3) 販売者と製造者が連名で認定を受けている場合に、販売者のみを変更したとき。
- (4) 品質管理責任者を変更したとき。
- (5) あいくる材の寸法・規格等の追加、若しくは変更を行ったとき。
- (6) 再生資源を除き、あいくる材の製造に使用する原料等を変更したとき。
- (7) (5)及び(6)に記す変更は、あいくる材の品質・性能に影響しない範囲であること。
- (8) その他これらに類するものを変更したとき。
- (9) 変更届は、関係書類を添えて2部提出すること。

### 第17条（その他報告事項）関係

第一号及び第二号については、次による。

報告書等は、関係書類を添えて1部提出すること。

#### 別表1 指定試験所の範囲

<p>1. 都道府県が所管している試験所。</p> <p>次に示す試験所及び事業所については、申請者または申請者の関連会社を除くこと。</p> <p>2. 登録試験所 工業標準化法第69条の二に基づき、機構の登録を受けた試験所。 同法に依らないが、JIS Q 17025の適合性が審査され、登録を受けた試験所。</p> <p>3. 計量証明事業所 計量法第107条に基づき、経済産業省で定める事業区分のうち、濃度において県知事の登録を受けた事業所。</p>
--

#### 別表2 再生資源納入証明書（様式第2）を代表5社とすることができる再生資源

<p>○アスファルトコンクリート塊    ○陶磁器くず    ○廃瓦及び規格外瓦 ○セメントコンクリート塊（コンクリート再生骨材含む） ○採石及び窯業廃土    ○無機珪砂（キラ） ○廃プラスチック（再生硬質塩化ビニル、再生PET樹脂、再生プラスチック樹脂含む） ○刈草・剪定木（再未利用木材、樹皮、木くず含む）    ○食品残渣 ○廃ゴム（再生ゴム含む）    ○廃ガラス（ガラス発泡材含む）    ○再生合繊反毛 ○建設汚泥</p>
--

## 附 則

- この運用基準は、平成16年 8月16日から施行する。
- この運用基準は、平成17年 3月 3日から施行する。
- この運用基準は、平成17年 7月21日から施行する。
- この運用基準は、平成17年11月25日から施行する。
- この運用基準は、平成19年 7月17日から施行する。
- この運用基準は、平成25年 8月 1日から施行する。
- この運用基準は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この運用基準は、平成28年 4月 1日から施行する。